

○6番（小野志保）（登壇） おはようございます。

立憲民主党、小野志保です。

パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度について伺います。

性的マイノリティーのカップルや事実婚の方が、互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約束したお二人がパートナーシップの関係にあること、また、お二人の子供や親などを家族として尊重し合うファミリーシップの関係にあることを自治体に宣誓することにより、自治体が受理し、公に証明する制度です。この制度は婚姻制度とは異なり、法律上の効力が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に自分らしく暮らしていける、そして、行政サービスの一部が利用できるように応援するものです。

2年前にもパートナーシップ制度について御質問をさせていただきましたが、LGBT理解増進法の指針に基づく施策の展開と、同性婚に係る裁判所の判決に伴う国の判断にも注視する必要があることなどを検討しなくてはならないとの御答弁でした。この同性婚訴訟については、5件が違憲判断でしたが、つい先日の11月28日、東京高裁では、合憲判断がされ、来年にも最高裁が判断を示す可能性があるとの報道がされました。

婚姻の平等、同性婚を実現させるために設立された公益社団法人Marriage For All Japan—結婚の自由をすべての人—toの発表によると、同性婚法制化について、政府はパートナーシップ制度の導入状況を注視しているとし、日本の総人口に占める導入自治体の人口の合計の割合、人口カバー率と呼ばれる値は92.99%、また、541の自治体が導入とされています。

愛媛県では、パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度、また、その両方について、今治市、大洲市、内子町、松山市、宇和島市に導入されています。確かに、裁判所の判決を踏まえての御判断も重要かと思いますが、同性婚訴訟と、これだけの人口カバー率、導入自治体数、そして自治体が宣誓する方々の意思を尊重し、社会の中で自分らしく暮らしていけることを応援する、これらの制度とは少し分けて御判断していただきたいと思っています。

ここで、お聞きいたします。

6月議会の伊藤嘉秀議員さんへの御答弁では、2年前と同じ趣旨の御答弁に加え、調査研究を行うとのことでした。

では、どのような調査研究を行い、どこまで課題整理が進んでいるのか、庁内での各課ごとの検討状況を具体的にお示しくください。

8月11日にあかがねミュージアムにて、LGBTQ+理解の基礎とパートナーシップ制度の意義～多様な性的指向と性自認、PS制度・同性婚の世界と日本の現状～と題し、講師に一般社団法人カラフルドットライフ代表理事の新山賢氏をお迎えし、講演会を開催いたしました。他県や他市から、外国籍の方や高校生、当事者の方、LGBTQ支援団体の方々にも御参加いただきました。講演を通じ、何よりもLGBTQの理解が重要であり、正しい知識を持つこと、特別な存在ではないということ、性別違和のないことや異性愛であることのみが自然で正しい

ものと考えられており、差別、偏見にさらされているということ、中には自死を選択してしまう方もいらっしゃるということ、困難が目に見えないことも多く、性別規範と密接であること、地縁や血縁など、周囲の人に頼れない状況に、LGBTQ当事者がそうした差別観、偏見を内面化し、自分のありようや生き方を受け入れられずにいる人も多いこと、これら性の構成要素は自分の意思では変えられず、治療対象ではないことなど、多くを学びました。

講演後、実施したアンケートでは、新居浜市に制度の導入をするべきかという問いに、全員が導入するべきと答え、人権として当たり前である、困っている人がいる、導入していくことで解決に一步でも近づける、多様性のある社会になってほしいなどの声がありました。

また、同性カップルにも公的に認められた関係性が必要だと思う、パートナーシップ制度は差別解消に役立つと思う、制度は結婚と同等の権利を与えるべきだと思う、行政は制度を積極的に広報するべきだと思う、反対意見にも配慮するべきだと思うなどの御意見がありました。

パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度で必要だと思う項目として、病院での面会、説明、緊急時の同意や代理、公営住宅の入居、住居の購入や賃貸に関する契約、児童に関する手続。関連して、市に実施してほしい支援としては、相談窓口の常設、弁護士等専門家による相談会、医療機関への周知促進、企業向けガイドライン、学校での多様性教育などの回答がございました。中でも、災害時や、緊急搬送された、緊急手術をしなくてはいけないなど、待たなしの場合、2年前の御答弁では、当事者に寄り添い、ニーズになるべく寄り添いながら対応を行っていきたいとのことでしたが、緊急時になってから寄り添うのではなく、寄り添うのは今であると考えます。

本市にとっての必要性について、どのようにお考えになっていきますか。また、導入されるとしたら、本市で利用できる行政サービスはどのようなものなのでしょうか。

新居浜市は、SDGs未来都市として持続可能なまちづくりを推進し、SDGsの誰一人取り残さないという理念に基づいた人権尊重のまちづくりを目指しています。真の意味で、誰一人取り残さないというのであれば、このパートナーシップ制度を導入するべきだと考えます。

導入への方向性、また、導入後の実効性をどうお考えになっているのか、市長の御所見を伺います。

次に、地域福祉バスについて伺います。

社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会では、マイクロバスとワゴン車を活用して、高齢者や障害者などの社会参加を支援しております。先日、地域の高齢者対象の健康増進と孤立防止、交流事業の一環として利用させていただきたく思い、伺ったところ、残念ながら利用ができませんでした。

同様の声をほかでもお聞きしております。以前、マイクロバスは2台あり、公民館事業でも利用させていただいたこともあり、お尋ねすると、うち1台は故障のため廃車にしたとお聞きいたしました。

ここで、お伺いいたします。

マイクロバスとワゴン車の利用状

況はいかがでしょうか。また、1台が廃車になった後、利用者の方々の声は集約されていますか。その声について、新居浜市社会福祉協議会のお考えはどのようなものでしょうか。

厚生労働省の高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死」ゼロを目指して）という報告書でも、孤立した生活が一般的となっていく中で、悲惨な孤立死を防止するためには、人と人とのつながりをもった温かいコミュニティを目指し、高齢者を含めて地域を構成するすべての人が、様々なネットワークを通じてコミュニティを活性化していくことが必要になりますと明記されています。この地域福祉バスは、重要な役割であると考えます。市として、今後どのような支援をしていくのか、御所見を伺います。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。古川市長。

○市長（古川拓哉）（登壇） 小野志保議員さんの御質問にお答えいたします。

パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度についてのうち、導入の方向性と実効性についてでございます。

パートナーシップ制度等につきましては、多様な生き方を認め合い、誰もが尊重され、安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた重要な取組であり、誰一人取り残さないという理念に基づいております。本市としても、この理念に沿って、令和9年4月の制度導入を目指して取り組むこととしており、現在、庁内関係各課で課題の抽出や制度設計に向けた検討を進めているところでございます。導入後の実効性を確保するためには、当事者の皆様に寄り添った運用が行えるよう、行政のみならず、医療機関、学校、企業等、関係機関に制度の趣旨を御理解いただき、必要な協力を得ることが不可欠でございます。そのため、制度の周知を進め、関係機関と連携しながら、円滑に運用できる体制を整えてまいります。

以上、申し上げましたが、他の点につきましては、関係理事者からお答えさせていただきます。

○議長（田窪秀道） 久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇） 地域福祉バスについてお答えいたします。

マイクロバスとワゴン車の利用状況についてでございます。

マイクロバス及びワゴン車につきましては、定期コースでの運用に加え、障害者の社会参加支援、ボランティア団体、福祉団体の活動支援に御利用いただいております。令和7年度の利用状況といたしましては、マイクロバスが11月までの8か月で61回、ワゴン車が54回走行いたしております。

次に、利用者の声についてでございます。

新居浜市社会福祉協議会によると、地域福祉バスの利用をお断りすることとなりました高齢者サークルからは、旅行会社にバスの借り上げを依頼すると費用が高くて困るといったお声をいただく一方で、障害者団体等からは、見直しで利用しやすくなったなどのお声があるそうです。

次に、新居浜市社会福祉協議会の考えについてでございます。

新居浜市社会福祉協議会からは、地域福祉バスは高齢者の健康寿命の延伸や生きがいづくりに大きく貢献してきましたが、その活動支援を縮小せざるを得なくなったことは残念でなりません。運営に当たっては、新居浜市社会福祉協議会としても多額の自己資金及び共同募金等で賄ってまいりましたが、高騰する人件費やバスの購入費、維持費を負担することは極めて困難であることから、現状の運用について御理解をお願いしますとのことでございました。

次に、今後の支援についてでございます。

市といたしましては、地域福祉バスの運営を現状の2台体制で継続していただくとともに、福祉分野における行政の補完的役割を担っていただく新居浜市社会福祉協議会に安定的な運営を行っていただき、地域福祉の発展につながるよう、引き続き運営補助を行うなど、適切な支援を行ってまいります。

○議長（田窪秀道） 沢田市民環境部長。

○市民環境部長（沢田友子）（登壇） パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度についてのうち、検討状況と必要性についてお答えいたします。

まず、調査研究及び課題整理についてでございます。

既に制度を導入している自治体における導入までのプロセス、取組状況や運用実態、適用可能な行政サービスの範囲、課題発生事例等について、情報収集を進めております。こうした調査を通じて、制度導入に向けた全体像の把握を行っており、幅広い観点からの調査及び課題整理を行っているところでございます。

次に、各課ごとの検討状況につきましては、導入済み自治体の例を参考にいたしまして、制度導入時に、利用可能な行政サービスを所管すると想定される課を対象とした説明会や意見交換を行っております。運用上の課題整理や対応方針については、現在、各課で検討している段階でございますが、全庁的な課題等の集約、整理は、今後実施していくこととしております。

次に、利用可能な行政サービスについてでございます。

制度が導入される場合の、本市で利用できる行政サービスにつきましては、既に制度を導入している多くの自治体と同様の行政サービスを検討しております。現在、全庁的な調査の途中ではございますが、市営住宅への入居の申込みの際に、パートナーを事実上婚姻関係と同様の事情にある者と認める、生活保護の申請の際に、パートナーを同一世帯員として認める等については、対応が可能である旨、担当課から回答を得ております。このほか、他市の事例を参考に、住民票への続柄の記載、保育所等への入所申請、要介護認定の代理手続等の各種行政サービスについても課題の整理等を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（田窪秀道） 再質問はありますか。小野志保議員。

○6番（小野志保）（登壇） パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度について、誰もが大切なパートナーや家族と共に自分らしく幸せに、この新居浜市で暮らしていただきたいと思いますように、どうぞよろしくお願いいたします。

地域福祉バスについて、孤立した

生活、そして孤立死を防ぐためにも、何らかの方法を引き続き御検討いただきますことを要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。